

事業者向け温室効果ガス排出量見える化支援事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

事業者向け温室効果ガス排出量見える化支援事業

2 事業目的

2023年3月、本県では「山梨県地球温暖化対策実行計画」を改定し、2050年カーボンニュートラル達成するため、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を、基準年度（2013年度）比で50%削減すると位置づけたところであり、当該目標の達成のためには、県内企業の脱炭素化に向けた取組（以下「脱炭素経営」という）の一層の推進が必要不可欠である。

一方で、特に中小企業においては、脱炭素経営が自社の経営に何らかの影響があると感じつつも、様々なリソースが不足していることから、具体的な方策の検討・実施を行うまでには至っていない企業が多い状況にある。しかし、脱炭素経営に取り組む企業が少ないことは、県内の温室効果ガス排出量が削減されないことに加えて、本県の地域経済にとってもマイナスの影響を与える可能性が高いことが想定される。

本事業を通じて、県内中小企業に気軽に脱炭素経営に取り組み始めることができるCO2排出量可視化サービスを一定期間トライアルとして導入してもらい、エネルギー消費量や温室効果ガス排出量等の見える化を行うとともに、温室効果ガス排出量削減計画（以下「削減計画」という）の策定に必要な取組の提案までを実施する。さらに、提案を受けた企業において、当該内容を基に削減計画を作成するとともに、当該年度以降に実際の計画内容に基づいた取組について実行するよう努めることとする。

最終的に、当該事業において構築した脱炭素経営の取組モデルや、実際に脱炭素経営に取り組んだことによるメリット（今後想定される内容も含む）について、実際の企業の具体例を交えながらPRを図っていくことにより、多くの県内中小企業に脱炭素経営に取り組んでもらうためのきっかけ作りを行う。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月7日（金）まで

4 業務内容

本業務委託の概要は、次の各号に定める事項とする。

(1) 支援対象事業者（以下「事業者」という）について

以下の項目に従って、事業者を決定すること

① 対象

原則として、次のいずれも満たす事業者とする。

- ・ 中小企業（中小企業庁の「中小企業・小規模企業者の定義」に準じる）であること。

- ・ 県内に事業所を有しており、当該事業所を対象に実施すること。
※ 業種は限定しない。幅広い業種を支援できるよう配慮すること。

② 支援数

40社程度

③ 方法

原則、広く募る形で支援先を決定すること。

④ 事業者が当該事業を通じて得る成果

事業者は原則として、本事業を通じて得た成果（算定した温室効果ガス排出量や委託事業者からの提案等）を基に、温室効果ガス排出削減目標の設定や当該目標を実現するために必要な具体的な取組について記載した温室効果ガス排出削減計画（以下「削減計画」という）の作成を行うこととする。

また、作成した削減計画を基に、当該年度若しくは次年度以降において、実際に当該計画に位置づけた具体的な取組についても実行するよう努めることとする。（実行に当たっては、県においても積極的に支援を行っていく予定。）

加えて、当該事業の成果を活用して翌年度以降に県内事業者が取組の横展開を図っていく予定であることから、翌年度以降に県が実施する予定の調査・事業等についても協力することについて、同意する企業を対象とすることを基本とする。

(2) 温室効果ガスの排出量の見える化及び助言等

(1) で決定した事業者に対して、以下の業務を行うこと。

① 温室効果ガス排出状況の可視化

事業活動に伴う月ごとの電気・ガス等のエネルギーの使用状況を簡易な方法で数値化するとともに、エネルギー種別に応じ温室効果ガス排出量を数値化し、事業者が簡易に把握・管理することができる「CO₂排出量管理システム」のサービスを提供すること。

なお、当該システムは事業者の利便性等を考慮し、クラウド型のサービスとすること。

② 温室効果ガス排出量の削減に向けた提案

上記①で可視化した事業者のエネルギー使用状況や当該事業者の業種・業態の特徴等を踏まえて、事業者の削減計画の作成につながるような内容について提案を行うこと。※

また、提案に当たっては、事業者に別途受診を促す予定である省エネルギー診断等の結果も踏まえた上で行うこと。

③ 定期報告等を通じた状況把握

上記①及び②をとりまとめて、県に対して定期的に報告すること。

④ データの蓄積・引継

本事業終了後に、県内事業者が自らサービスを継続して利用しようとする場合に、①のデータを引き継ぐこと。

⑤ 県内事業者の脱炭素経営推進に関する政策立案支援

本事業終了後においても、県が事業者の脱炭素経営を支援していくための政策立案に活用できるよう、本事業において支援した事業者の実例や他自治体の支援事例調査等を基に分析や支援策の作成を行い、(2)③や(3)の内容に盛り込むこと。

⑥ チラシによる普及啓発

本事業について事業者に周知し、利用を促すためのチラシのデザインを作成すること。

⑦ その他

上記①～⑥に掲げた項目のほか、本事業の効果向上に資する取組として提案する業務がある場合は、県と協議の上実施すること。

※ 原則として、委託事業者からの提案を踏まえ、事業者においては削減計画を策定することとする。削減計画のフォーマット等については、採択された企画提案に基づき、委託事業者と県において適宜調整を行う。

(3) 事業実績報告書の提出

(1)の支援内容を取りまとめた事業実績報告書(様式任意)を作成し、県に提出すること。

5 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、本業務を遂行するに当たり必要な業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

6 成果物の提出

業務完了後、速やかに次に示す成果物を提出すること。なお、提出に当たっては、その内容について、事前に山梨県の承認を受けること。

(1) 成果物の内容

委託契約書に定める事業実績報告書を作成し、参考資料と共に県に提出すること。

(2) 提出形式

次に示す形式でそれぞれ提出すること。

① 紙媒体

事業名、受託者名及び報告日を記した表紙を付けたものを1部。

② 電子媒体

電子データ類は、編集が可能なファイル形式及びPDF形式とすること。

また、電子データ類の保存ファイルには、内容がわかるタイトルを付すこと。

(3) 提出期限

令和7年3月19日(水)まで。

7 その他留意事項

- (1) 実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に山梨県と連絡調整を行うものとし、具体的なスケジュール・場所等については、受注者と発注者との協議して決定する。ただし、発注者の承諾を得た場合、Web会議や電話等による対応も可能とする。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。
ただし、一部についてあらかじめ書面により山梨県の承認を得たときは、この限りではない。
- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (4) 作成する資料において、法令、外部資料及びデータの出典等については、全て明確にしておくこと。
- (5) 本業務の成果品（電子データを含む。）の所有権や著作権は、原則として全て山梨県に帰属する。また、山梨県は、成果物等の全てについて業務必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、対応方法については、必要に応じて県と協議して定めるものとする。
- (6) 受注者は、本業務の実施上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (7) 本業務の実施にあたって、県が提供するデータは、業務完了後に受託者において確実な方法により廃棄処分すること。
- (8) 委託料のほか、本委託業務を実施するにあたって必要となる経費は、受託者が負担すること。
- (9) 適切な情報提供等ができるよう、事業者の温室効果ガス排出量削減に関する最新の情報収集等に努めること。
- (10) 受注者は、本業務の他に県が実施する事業に関して、県が協力の要請を求めた場合は、本業務の執行に差し障りのない範囲で協力するよう努めること。
- (11) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。